

令和 6 年度名古屋市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

審査の対象は、「令和 6年度名古屋市内部統制評価報告書」、「令和 6年度名古屋市上下水道局内部統制評価報告書」及び「令和 6年度名古屋市交通局内部統制評価報告書」とする。

第2 審査の方法

審査は、名古屋市監査委員監査基準及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年 3月総務省公表）等に基づき、以下の各号に掲げる着眼点に留意しつつ、内部統制の整備及び運用に係る記録や内部統制の整備状況及び運用状況の評価に関連する証拠書類の確認を行うとともに、その評価手続及び評価結果が適切かどうかについて関係局への質問を行うなどの方法により実施した。

- (1) 評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に把握されているか
- (2) 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか
- (3) 評価が形骸化していないか
- (4) 評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
- (5) 是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたか

第3 審査の結果

市長から提出された令和 6年度名古屋市内部統制評価報告書等について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続は適切に実施されており、評価結果の記載は適切であると認められた。

第4 意見

(1) 令和 6年度の取組

内部統制制度の導入から 5年を迎える令和 6年度は、重大な不備は認められなかったものの、運用上の不備の件数が前年度より増加しており、このうち情報管理に関する事務における不備が大幅に増加している。特に多いものは誤送付及び誤配付であり、個人情報漏えいしてしまえば本人に対して重大な不利益をもたらすだけでなく、市政に対する市民の信頼を失墜させることになることから、全庁的に運用上の不備の発生を抑止する対策が求められるところである。

令和 6年度は、誤送付の発生件数が年度途中に前年度同時期と比較して増加している状況を踏まえ、財務及び情報管理に関する事務を所管する部署をメンバーとした内部統制推進プロジェクトチームにおいて、以下の取組を実施した。まず、情報管理に関する

事務については、原因究明のためのヒアリング調査を実施し、適切な原因分析を行い、誤送付防止の取組として明文化されたルールのうち参考となる好事例を各所属に展開した。一方で、財務に関する事務については、潜在的なリスクの高い事務への集中的な取組として、事務が複雑で制度改正が頻繁に行われている源泉徴収所得税及び社会保険料の徴収・納付事務に関して、外部の専門家を講師とした研修を実施したところである。

(2) 今後に向けて

こうした取組を通じてリスク低減に努めている点は評価できるものの、運用上の不備が減少しない現状を踏まえると、引き続き各所属においてヒューマンエラーを生じさせないルール作りなどの地道な努力を行っていく必要がある。加えて、職場における業務負担が過重にならないよう、デジタル技術を活用した業務の自動化や各所属に分散している類似事務の集約化、外部の専門家による助言などを踏まえた業務フローの再構築といった対策が重要であると考える。

今後も、日常の業務にはリスクがあることを職員一人一人が常に認識するとともに、運用上の不備を生じさせないような仕組み作りに全庁的に努められたい。